

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区及び
観音寺市豊田土地改良区の定款の変更を平成19年7月17日認可した。

平成19年7月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀